

■ 新潟地方最低賃金審議会 第4回 検討小委員会（各種商品小売業）

日 時：令和2年10月14日（水）午後1時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館2階

新潟労働基準監督署会議室

（事務局）

ただいまから、新潟地方最低賃金審議会新潟県各種商品小売業最低賃金の必要性審議第4回小委員会を開会いたします。

本日は、委員の皆様全員のご出席を頂いております。

それでは、以降の議事進行を委員長にお願いいたします。

（委員長）

早速、議事に入っております。今日は、事務局からまとめていただいた資料 No. 1 と No. 2 があります。手元にございますね。見ていただきたいと思えます。

No. 2 につきましては、労使双方の参考人からの意見聴取をした内容のまとめということになります。意見書自体は、前回お配りしたものと同様ですし、口頭陳述の部分については、事務局においてまとめた内容が、1 ページ目から 4 ページ目となっておりますので、ご確認ください。No. 2 につきましては、前回までの労働者側委員、使用者側委員の主張について、これも事務局においてまとめていただいたものです。いずれにしても、報告書になりましたら、労使双方の意見を最終的にはまとめたいと思えますが、最初の意見というものも書かなければいけないというものだと思いますので、その参考のために付したということですので、No. 2 につきましてもご確認願いたいと思えます。

この資料につきまして、何か確認したいこと、あるいはもう明らかに訂正してほしいことなどあればお願いしたいのですが。簡単に目を通していただいたうえで、とりあえずはよろしいでしょうか。もう少し見ますか。

（事務局）

何かあれば、後ででも。

（委員長）

事務局からの話もありましたので、労使双方のご自身の主張の部分については、基本的に私たちが介入すべきところでもないと思えますので、そこについては、もしあればということと。

それでは、資料の確認に引き続きまして、労使双方の各種商品小売業最低賃金についての

必要性について、審議を続けてまいりたいと思います。

私としては、このあと個別折衝をとりあえず一度したうえで、全体会議を再開したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。どうします。それとも、冒頭に発言があれば。

(佐藤委員)

お任せします。大丈夫です。

(委員長)

では、必要性についての申し出は、労働者側からありましたので、慣行に従い、労働者側の意見から先に聞くということにしたいと思っておりますので、いったん会議は休憩にいたします。

(休 憩)

(委員長)

休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。個別折衝で労使双方のお考えをお聞きして、全会一致でまとめるべく、こちらとしても交渉してきたところです。結論としては、必要性ありか必要性なしか、今回はありかなしかを求められているので、最終的な、主文的なものとしてはそこしかないのだと思いますが、お互いに何らかの条件、例えば附帯決議とか、そのほかいくつかあるかもしれませんが、何らかの条件を付したうえで、相手側に譲歩できないのかということ、検討を願いたいということをお願いしまして、労使双方ともそれはしていただけるということでしたので、それぞれお互いにさまざまな業界団体があると思いますが、そういう業界団体とも相談したうえで、ぜひ全会一致にまとめたいと思っておりますので、譲れるものは譲っていただきたいということで、譲歩案を次回までに検討していただきたいと思っております。

審議の効率化を図るために、次回にいきなり案を出すのではなく、事前に出せるのであれば、事務局を通じて出していただければ、公益委員と相手に回していただいて、我々も意見を言えると思っておりますので、よろしく申し上げます。相手方の案に対しての、受入可能かどうかについても同様です。よろしく申し上げます。

次回は、10月26日1時30分より小委員会を開催することといたします。その際に、先ほど言った、条件付きでどうなのかというところをお聞きしたいと思います。それと、部長としては、本年度の額について、仮に必要性なしになるにしても据え置き、なしということで据え置きということになりますので、据え置きという金額が果たして適当なのかどうか、最終的にはもし必要性ありということになれば金額審議ですので、専門部会を開くこと

になりますけれども、なしといった場合は終わりですので、本当になしで、ゼロでいいのかどうかという、ゼロという額の妥当性について、少し資料など使いながら、次回26日には審議したいと思います。いわゆる予備的な審査で、本当に必要のある場合は、専門部会ということになりますから、必要性ありということになれば。ですので、労使双方には、今年度仮にこの場で資料を使って、金額を提示するのであればどれくらいかということのご主張を願いたいと思いますので、そのあたりのご検討をいただきたいと思います。

それと、引き続き27日につきましては、小委員会を一応、1時から開催するということをお願いします。26日に結論も全部出せばそこで終わり、27日は中止ということにします。それで、27日は2時から本審の設定があるので、労使双方、おそらく小委員会の後、それぞれの委員同士の打ち合わせがあろうかと思っておりますので、それを経て、2時から最終的な結論ということにしたいと思っております。

以上、今後の日程等についてよろしいでしょうか。よろしく検討のほう、全会一致でまとめたいとくれぐれも思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に本日の議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは佐藤委員の指名をさせていただきます。それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

(事務局)

次回第5回検討小委員会は、10月26日午後1時半から、本日の会場と同じ、新潟監督署の会議室となります。

それでは、新潟県各種商品小売業最低賃金必要性の審議第4回小委員会をこれで終わります。お疲れ様でした。